

〈今回の募集からの主な変更点〉

- 「6. 令和3年度（2021年度）海外特別研究員採用内定者等の申請資格」において、令和4年度採用内定者に対しては新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置（日本国内での採用開始及び翌年度採用開始）を実施せず、令和6年度採用分募集への申請の特例的受付の対象者がいないため削除。
- 滞在費・研究活動費の単価に指定都市の導入を行う予算措置が認められたため、「8. 本会支給経費」において、年額の上限を甲地方の額（約620万円）から、指定都市相当区分の額（約750万円）に変更。

以上